

○職員の再任用に関する条例の制定等に伴う関係条例の一部を改正する条例

制 定 平成 22. 3.26 条例 2

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例(昭和 35 年淀川左岸水防事務組合条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 2 項を加える。

9 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額、給料表に掲げる再任用職員の給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

10 法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定にかかわらず同項の規定による給料月額に、算出率(その者の 1 週間当たりの勤務時間を管理者が定める常勤の職員の 1 週間当たりの勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。)を乗じて得た額とする。

第 15 条第 2 項中「当該合計額と 55,000 円との差額の 2 分の 1 を 55,000 円に加算した額」を「55,000 円」に改める。

第 17 条第 1 項中「又は水防訓練」を削る。

第 18 条第 1 項中「150 まで」の次に「(再任用短時間勤務職員にあっては、100 分の 100 から 100 分の 150 まで)」を加え、同条第 3 項を同条第 4 項に改め、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定により時間外勤務手当が支給されることとなる勤務(第 1 項第 2 号に掲げる勤務のうち管理者が定めるものを除く。)の時間の合計が 1 月につき 60 時間を超えた職員には、前 2 項の規定にかかわらず、その 60 時間を超えて勤務した時間 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、第 1 項の規定の適用を受ける場合にあつては 100 分の 150(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)を乗じて得た額を、前項の規定の適用を受ける場合にあつては 100 分の 50 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

第 21 条の次に次の 1 条を加える。

(再任用職員についての適用除外)

第 21 条の 2 第 13 条、第 14 条及び第 14 条の 3 の規定は、再任用職員には適用しない。

第 22 条第 1 項中「地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)」を削り、「第 28 条」を「法第 28 条」に改める。

別表の次に次の備考を加える。

備考 再任用職員の給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
給料月額	156,000	246,100	264,400	278,700	297,600	327,900

(職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成 5 年淀川左岸水防事務組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「次に掲げる額に、」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に、」に改め、同項第 1 号中「期末手当」の前に「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員」を加え、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2)再任用職員 期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 65、12 月に支給する場合においては 100 分の 85 を乗じて得た額 第 4 条第 2 項中「次に掲げる額に、」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に、」に改め、同項第 1 号中「勤勉手当」の前に「再任用職員以外の職え員」を加え、同行第 1 号の次に次の 1 号 を加える。

(2)再任用職員 勤勉手当基礎額に、100 分の 35 を乗じて得た額 同条第 3 項中「前項」を「第 2 項第 1 号」に改め、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 第 2 項第 2 号の勤勉手当基礎額は、基準日現在において当該職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。第 5 条第 1 項中「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。次号において「法」という。）」を削り、「第 29 条」を「法第 29 条」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 3 条 職員の退職手当に関する条例（昭和 61 年淀川左岸水防事務組合条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「受ける職員」の次に「(地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。）第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員を除く。）」を加える。

(職員の勤務に関する条例の一部改正)

第 4 条 職員の勤務に関する条例（昭和 35 年淀川左岸水防事務組合条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「1 週間について 40 時間」を「4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分」に改め、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内で、管理者が定める。

第 10 条の 2 を次のように改める。

第 10 条の 2 削除

第 11 条第 1 項の次に次のただし書きを加える。

ただし、管理者は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において休日を設けることができる。

第 15 条第 1 項中「1 年につき 20 日の年次休暇を与える。ただし、新たに職員となった者のその年における年次休暇の日数は、規則で定める。」を

「規則で定めるところにより、1 年につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号の日数の年次休暇を与える。」に改め、同項の次に次の 2 号を加える。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 20 日（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し 20 日を超えない範囲内で規則で定める日数。）

(2) 当該年の途中において新たに職員となる者 その年の在職期間を考慮し 20 日を超えない範囲内で規則で定める日数

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第 5 条 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年淀川左岸水防事務組合条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 号中「非常勤職員」の次に「（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。